

「わかりやすい障害者虐待防止法研修テキスト」の活用について

平成28年1月 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1 テキスト作成の趣旨

障害者虐待防止法は、何人も障がい者に虐待をしてはならないと定めており、北海道では、これまで、市町村職員や事業所職員等を対象に研修を実施してきたところですが、国や道の調査結果において、知的障がいのある方が被虐待者となっている事案が多い状況にあります。

自分の気持ちを周りに伝えることが苦手など、知的障がいの特性を踏まえると、どのようなことが虐待で、虐待をされたらどうすれば良いのかということ、知的障がいのある方ご自身が知ることは、虐待の未然防止や早期発見の観点から、大変重要です。

このような状況を踏まえ、道では、この度、知的障がいのある方を対象とした虐待防止研修に活用いただけるよう、わかりやすく工夫した研修テキストを作成しました。

障がい者にとって身近な存在である、障害福祉サービス事業所や障がい保健福祉関係団体などにおいて、知的障がいのある方を対象とした虐待防止研修等に取り組んでいただく際の参考となれば幸いです。

2 テキストの活用方法について

(1) 想定される活用場面

- ・ 障害福祉サービス事業所等が実施する利用者向けの研修
- ・ 親の会など障がい保健福祉関係団体が実施する当事者向けの研修
- ・ 市町村が実施する当事者向けの研修 など

(2) 活用方法

- ・ パワーポイント資料に沿って、実例などを交えながら説明。

3 研修等の実施に当たっての留意事項

- 当事者向けの研修等は、一度の実施で足りるものではありません。定期的に、繰り返し行ってください。(半年に1回、1年に1回など)
- 2回目以降は、テキストの一部を空白にして、クイズ形式で、思い出していただきながら進行することも考えられます。
- テキストは、趣旨を変更しない範囲で修正の上、御活用いただいて差し支えありません。なお、その場合、出典を明らかにしていただくとともに、一部修正している場合はその旨を明記してください。
- 障がいの状態によって、このテキストでは理解が困難な場合などは、道が作成した「わかりやすい障害者虐待防止法のパンフレット」による説明を行うなど、対象者によって、実施方法を工夫してください。
- 適宜、テキストによる説明に加え、グループワークを行うなど、より効果的な研修方法を積極的に試みてください。

例1) 当事者同士が虐待と思われる体験について話し合う。

例2) 具体的な事例を示して、グループで次のことを話し合う。

- ① これは「虐待」かどうか。
- ② どういうアドバイスが必要か、自分ならどうするか。
- ③ グループで話し合っただけだと感じたことはなにか。